

## 新庁舎等建設特別委員会会議録

- 1 日 時 令和4年12月12日(月曜日)  
午前11時30分～午後2時00分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 秋 枝 秀 稔 委 員 長                      三 好 睦 子 副委員長  
荒 山 光 広 委 員                      山 中 佳 子 委 員  
高 木 法 生 委 員                      岡 山 隆 委 員  
猶 野 智 和 委 員                      坪 井 康 男 委 員  
杉 山 武 志 委 員                      村 田 弘 司 委 員  
藤 井 敏 通 委 員                      岡 村 隆 委 員  
田 原 義 寛 委 員                      山 下 安 憲 委 員  
石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員  
竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員  
石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長                      西 山 聖 子 議 会 事 務 局 副 主 幹  
阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 主 査
- 7 説明のため出席した者の職氏名  
波 佐 間 敏 副 市 長                      藤 澤 和 昭 総 務 企 画 部 長  
中 嶋 一 彦 総 務 企 画 部 次 長                      落 合 浩 志 庁 舎 整 備 推 進 室 長  
早 田 忍 美 東 総 合 支 所 長                      福 田 泰 嗣 秋 芳 総 合 支 所 長  
中 島 高 輝 庁 舎 整 備 推 進 室 主 査
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午後11時30分開会

○委員長（秋枝秀稔君） ただいまから、去る12月7日に引き続き、新庁舎等建設特別委員会を開会いたします。

それでは、調査事項の1になります。

新本庁舎建設工事の進捗状況及び今後の予定についてを議題とします。

まずは、7日の竹岡議長の質疑に対する答弁をお願いいたします。落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） 令和4年12月7日開催の新庁舎等建設特別委員会におきまして、竹岡議長の御質問にお答えできませんでしたので、お答えいたします。

3点ございます。

まず1点目が、雨水排水工事の着工と完成の予定はという御質問でございました。

まず、雨水排水工事は、建築工事で施工する新庁舎の縦樋からの雨水を集水し排水するため、新庁舎外周部、いわゆる犬走りの部分に、マスの設置や雨水排水管、これは塩ビ管でございまして——などを埋設するものでございます。

委員の皆様も御存じのとおり、既に鉄骨組立てが完了している新庁舎東側、第一別館側でございまして——から南側の市民会館側におきましては、足場の組立てが進行中でございます。

雨水排水の工事につきましては、この足場の組立てを行う前に完了しておかなければ、次に施工が可能となる時期は、足場の解体が始まる予定の令和5年6月以降となりまして、現時点で新庁舎の完成目標としている令和5年8月末を達成できなくなることから、令和4年10月上旬に着手いたしまして、11月末に完了しております。

続きまして、2点目でございます。

なぜ当初から雨水排水工事を機械設備工事で発注しなかったのかという御質問でございます。

当初計画では、雨水排水工事につきましては、本体工事とは別に発注する予定の外構1期工事において施工する計画でございました。

その外構1期工事の内容は、新庁舎外周部の自転車置場、そして自転車置場の屋根や駐車場、また駐車場の屋根、雨水排水、通路などを整備する工事でございます。雨水排水は全体に占める割合が小さいことから、この工事に含めての発注を予

定しておりました。

議長御指摘のとおり、当初より、雨水排水工事を機械設備工事に含めて発注していたならば、設計変更は生じなかったのではないかとということでございますが、現在の状況からいたしますと、確かにその手法もあったかとは思いますが。

私どもは、新庁舎の建設にあたりまして、市内事業者の皆様方への受注機会の確保を念頭に、可能な限りの分割発注を方針として計画をしてきたところでございます。

このたびの機械設備工事における設計変更につきましては、地盤の状況による関係で、工程に遅れが生じ、これを少しでも短縮するためという理由はございますけれども、発注者側の工程設定におけるリスク管理に甘さがあったことも否めないかと存じます。

続いて、3点目でございます。

外構1期工事を4月から着手するのであれば、3月には契約の必要があるのではないか、あまり日数がないがという御質問でした。

先ほど御説明しましたとおり、現時点での新庁舎の足場の解体時期は、令和5年6月以降でございますので、外構1期工事の着手は令和5年4月頃を予定しております。準備期間を経て、6月からの工事着手を見込んでおります。

議長御指摘のとおり、本工事の入札契約は、令和5年の3月頃になる予定でございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 竹岡議長。

○議長（竹岡昌治君） 全く、また素人的な質問になろうと思うんですね。

このたびは、変更計画19条を適用して、変更契約とおっしゃったんですが、例えば変更計画っていうのは、突発的なことが何か起きたとか、当初に不備があったとか、それからオールケーシング方式にしたと、いわゆる、下が空洞化してるために、そういうふうにはせざるを得なかったということが変更計画であって、私は今回の変更計画は、どう見ても追加工事、いわゆる第1期外構工事でやろうとしたが早めたということで、19条使いましたとこういう説明なんですけど、私はあくまでも追加工事だというふうに思ってるんですね。

そこで、この見積り、先日の話の中では、きちんと見積りましたよとこういう話

なんです。

そして、入札率っていいですか、そういうもので勘案したとおっしゃるならば、第1期工事の全体像、そして、その中で雨水の工事がこれほどだと。それに入札率を乗じたら、こういうふうになりましたという、議会に対してそういう説明が要るんじゃないかと思うんですね。

で、副市長は、早遅お断りを言われたんですが、何ら記録が残ってないと、私は言語道断だと思うんですね、そんなものを議会に持ち込んでくるなんて。やはり、自分たちがやった仕事ですから、少なくとも記録は残すべきだと、その記録を見せたいと言いたくないとおっしゃったんで、そうするならば、これ稟議を上げたはずなんです。誰かが決裁するためには稟議を上げていかなきゃいけない。その中にどういう理由が書かれてるのか。

例えば、これに対してどういう考え方で、この追加工事を今回やるようになったのか、金額の見積り、それから決定の仕方、それから入札じゃなくて、入札率で随契という形に変更ということですから、私は随契だと思ったんですが、変更だとおっしゃるんですね。その辺の整合性が私は取れてないんじゃないかなと、こういう見方しております。お聞きすればするほど、そうした点が不明になってくるんですね。

先日も議員の皆さん方の質問に対して、非常に時間をかけたり、いわゆる間を取り過ぎるといいますかね。あるいは的を外したり、そうした答弁じゃなくって、やはりやられたことですからきちんと答弁していただきたい。

で、もともと、こういう追加工事のものを変更契約だということで、議会に出される。資料請求がもしなかったら、この問題は全く分からんままに動いてると思いますよ。

その辺に対して、私はもう、実は、議会を預かってる議長として憤慨してるんですよ。こんなもんで審議しろとおっしゃるほうが、僕はいささかおかしいんじゃないかなという気がしてなりません。

したがって、今回の最後に、議会人としてちょっとお願いをしたいんですが、議会に対する説明が、問われりゃ絶対うそをつかないというのが役人の仕事ですが、問われないことは一切言わないと。できれば、質問に対して都合悪ければはぐらかすとか、これはやめていただきたいと思うんですね。きちんと答弁をしていただき

たいなと思います。

まず、私の追加工事だという概念が違ってるんかどうか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの竹岡議長の御質問にお答えいたします。

雨水排水工事につきましては、機械設備工事への19条に基づく追加の工事内容でございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） 申し訳ございません。当初、外構1期工事にしておりました雨水排水工事を、工期の前倒しのために、雨水機械設備工事へ雨水排水の工事の部分を振り替えたということでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 竹岡議長。

○議長（竹岡昌治君） 申し訳ないです。今年の6月1日に総務大臣、また国交省の大臣連名で、それぞれ指針が出てると思いますよね、公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてということで。

その中で、その指針の改正を踏まえて、緊急に切に努めるべき事項という中で、4番目に、適正な施工条件の明示、契約変更の実施等というのがあります。私は2つの大きな問題があると思うんですね。予期することができない特別な状態が生じた場合ということですから、基礎工事においては、ある程度予期はしてたとは思いますが、これは、そういう場合もあるということでしょうね。

それから、労災の発生などやむを得ないことが、まずそういう事由が生じた場合、それから工事内容の変更、工事費用や工期の確保、そうした面をきちんとしてくださいよという指示が出ておりますよね。

追加工事と、先ほど私が申し上げましたけど、追加工事ということになれば、入札なりですね、何かやるべきじゃないんですか。

例えば道路工事で、法面の勾配を変えるとか、これは変更工事ですからいいと思います。ですが、ついでにもう何メートルか増やそうとかね、追加工事になると、

1期、2期と分けとっておられれば、やはりそれなりのさっき申し上げました、私が申し上げましたように、1期の外構工事の全体像も分からない。そのうちの幾らの部分が入札率でこういうふうな金額になったという説明もないんですよね。その辺の追加工事、このことの整合性について、再度お尋ねしたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの竹岡議長の御質問にお答えいたします。

雨水排水工事を機械設備工事に入れるのではなく、別途発注すべきだったのではないかという御質問であったかと思います。

御指摘のとおり、機械設備工事の設計変更ではなく、別発注という手法ももちろんございました。

しかしながら、委員の皆様方も御存じのとおり、新庁舎の工事現場は、建築、電気設備、機械設備の3共同企業体が狭い施工エリアの中で施工を進めるために、日々工程の調整などを行い、何とか円滑に工事を進めている状況でございます。

この状況下で、さらに事業者を加えて、円滑に施工を進めるのは困難であるという発注者の判断から、機械設備工事に設計変更を行った次第でございます。

もう1点、落札率をかけてというお話がございましたが……

○委員長（秋枝秀稔君） 竹岡議長。

○議長（竹岡昌治君） 私がお尋ねしたのは、もっと言いますと、この委員会で、変更契約、変更契約っていう追加工事はやりませんよねと、念押しをされてるんですよ。覚えていらっしゃるでしょうか。それに対して、そういうことはやりませんとおっしゃってるんですよ。って言いながら、今回また追加工事じゃないですか、これは。それをあえて、いやそうじゃないです、あくまでも変更契約19条を適用したんだと、こうおっしゃるんですね。

ですから、それは藤井委員もお尋ねになったと思うんですよね。私は、19条になじまないと思ってるんですよ。そこの見解はいかがですか聞いてるんですよ。だから、随契でやられたからって、別に文句言うつもりはないんですが、19条で、変更、変更ということで追加工事は出しませんというのはおっしゃってるんですよ、この委員会で。

だからあまりにも議会に対して、その場その場で答弁が違うから、ちょっと私も

憤慨して、本来なら私が言うべき、発言すべきじゃないんですがしてるわけです。その辺をもう1回よろしくお願いします。これで私の質問を終わりたいと思いますから、譲りますから。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの竹岡議長の御質問にお答えいたします。

執行部のほうといたしましては、新たな追加工事と申しますよりも、全体の計画の中ではやる工事であった。全くほかの工事の中でも想定しない、追加の工事はございませんよという御説明をしたのではないかと思っておるところでございます。

このたびの件につきましては、私どもとしましては、19条による変更ということによろしいと理解しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 議長。

○議長（竹岡昌治君） じゃあ最後の質問に入ります。

そうしますと、さっきから申し上げてる第1期外構工事の全体像が全く説明ないんですよ。そのうちのどの範囲を雨水、計画的には、逆算すれば、いわゆる入札率を逆算すれば出てくるだろうと思うんですが、全体像がどうで、それからそのうちの金額は幾らがどういうふうになったのか。で、どう見積もって、誰が決定してやったか。だから、稟議書があるはずですよ。それを開示してください。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの竹岡議長の御質問にお答えいたします。

外構1期工事の全体像といたしましては、内容的には先ほど申し上げたとおりでございますが、おおむね1億円程度の工事費というふうに割当てております。

そのうち、落札率を除きまして、雨水排水に係る工事費が占める部分は、おおむね500万円程度ということでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 稟議書の答弁をお願いします。落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） 議長の御質問にお答えいたします。

稟議書については、先日の特別委員会でも申しましたように、協議書につきまし

ではございませんでしたけれども、当該変更契約に際しまして、変更設計書を作成しておりますので、その中で適切に積算をしたということでございます。

変更設計書につきましては、当然、決裁権者の決裁を受けておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 議長。

○議長（竹岡昌治君） 雨水は500万円程度と言われたけど、違いませんか。もう1回見てえや。その場限りの答えを出さんと、答弁しないで、やってみてください。700何ぼでしょう。違う。私、手元に持ってないから分かりませんが。違うと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの竹岡議長の御質問にお答えいたします。

すみません、一覧表の欄を一行間違えておまして、申し訳ございませんでした。落札率を控除いたしますと、おおむね930万円の工事になります。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 開示のほうは。稟議書の開示は。落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの竹岡議長の御質問にお答えいたします。

本日、変更理由書なるものについては、こちらに御用意してございませんので、準備いたしまして提出するようにいたしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑はございませんか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 先日、資料請求をいたしました。本日、資料1、資料2ということで開示されました。それで資料1につきましては、私は別に請求してないんですけども、基本設計あるいは実施設計、業務委託約款がついています。これは私は請求しておりませんが、何かのお考えがあつて、それが提出されたと思います。後ほど説明してください。

それから、資料2が2つに分かれてまして、2020年ですから令和2年ですよ。令和2年9月10日の基本実施設計業務というタイトルがついてる資料が開示されて

おります。

それから、もう1つ、これは令和2年10月27日付の基本実施設計業務ということになっており、この2つの、これが打合せ会議録と言われるものだろうと理解いたしますが、2つ出ております。

それで、この令和2年10月27日の文の中に、黄色く印が付けてあります。追加地質調査仕様書という項目がございます。ここのところをちょっと読まさせていただきます。

現地調査が1か月、まとめ作業が1か月程度と考えており、できれば年内に現地調査を終えたいが、いかがかという東畑事務所の発言です。それに対して矢印がついておりまして、発注時期や調査位置を考えると難しい。これは執行部の意見です。近隣説明をした後の調査としたいと。年末年始をまたぐことは可能か。またぐことは可能。実施設計スケジュールを鑑みると、1月末にはまとめ作業まで完了したい。これは東畑さんの意見と。調査時に、隣地——これは何ですかね、隣地車ですか——の、これ、隣地車か何かよう分かんなんですけども、乗り入れ検証資料と、近隣説明用の資料を今週中を目途に送付させていただくと、これ東畑さんの意見です。

それから、数量内訳の分かる見積書も送付のことと、執行部の意見です。で、ボーリングマシンは何台を想定しているかっていう執行部の質問に、前回調査と同様に2台での調査を予定している東畑さんの意見です。

それから、柱直下全数35か所の追加調査ではないが、10か所の追加調査で、より正確な地層状況の確認はでき、杭の設計の精度を高めることは可能と考えている。

ただし、杭施工時のリスクは完全になくなるわけではないことを御理解いただきたいと、こういうやりとりがなされています。

ということは、これ時期が、実施設計の取りかかりですかね、実施設計を行われたのは、令和2年12月です。

これは、その前です。2か月前、令和2年10月27日の打合せの記録でございます。このときに既にこういう、今申し上げたような追加、地質調査仕様書なるものがここで出ております。

で、いみじくも、私が疑問に思ったことはちゃんと書いてありますよ。

ところが、これは、まだあれですよ。実施設計の2か月前の話ですよ、このあれは。私が要求したのは、実施設計が令和3年の2月までに10か所のボーリング調査

をして、その後、実施設計の内容が確定したと、このように思っているんです。

だから、その時期の、要するに、67本杭を打ちますよ。そのうち18か所は、オールケーシング工法でいきますよ。それで大丈夫ですよっていう確認を東畑設計事務所と執行部がなさっているはずですよ。それを私は請求したんですが、全然あさっての会議録っていいですか、内容が出てきました。

なきやないって、そう言われたらどうですか。要するに曖昧になってるんですよ。実施設計の段階で、67本杭を打ちます。うち18か所をオールケーシングでいきますよと。それで大丈夫ですよと。恐らく、東畑さんが言ったのか、いやそれ以上はもう調査せんでいいと執行部が言ったのか、そここのところが欲しいんです。

だから、追加で、その部分を同じようなものを出してください。委員長、取り計らいをお願いします。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの坪井委員の御質問にお答えいたします。

さきの12月7日の新庁舎等建設特別委員会におかれまして、坪井委員の御請求のございました、オールケーシング工法を18か所に決定した打合せ記録についてということでございました。こちらにつきまして回答させていただきます。

委員御指摘のオールケーシング工法を18か所に決定した打合せ記録につきましてはおざいませんでした。これにつきまして、御説明させていただきます。

ただいま送信しました。

資料2が、美祢市新本庁舎整備基本実施設計業務の発注者と受託者の打合せ記録でございます。先ほど坪井委員、お読みになられた部分もございしますが、いま一度説明をさせていただきます。

まず、1枚目の2020年、令和2年9月10日の打合せにおきまして、次のページになりますが、右上の番号で申しますと、2分の2ページになります。下から3行目に、発注者より追加でボーリング調査は必要となるかとございします。これに対しまして、受託者より、必要と考えておるとございします。

発注者からは、工事着手後に、杭長さなどの変更とならないよう、実施設計期間中に実施されたいとして、協議を終えております。この打合せにつきましては、令和2年4月から6月にかけて実施しました基本設計時のボーリング調査6か所にお

いて、3か所で溶食洞の存在が確認されましたことから、実施設計においては、追加のボーリング調査が必要となることを双方確認したものでございます。

次のページでございますが、2020年——令和2年10月27日の打合せ記録でございます。

すみません、次のページでございます。右上の番号で申しますと、3分の2ページになります。下から11行目でございますが、受託者より、柱直下全数の追加調査、この追加調査とはボーリング調査の追加調査のことでございます。追加調査10か所——10か所の追加調査で、より正確な地盤状況の確認はでき、杭の設計の精度を高めることは可能と考えている。ただし、杭施工時のリスクが完全になくなるわけではないことを御理解いただきたいとございます。これにつきまして、発注者からは了解として、協議を終えております。

この打合せにつきましては、先ほど御説明しましたとおり、基本設計時のボーリング調査において、6か所中3か所において、溶食洞が確認されたことから、実施設計時には、さらに10か所のボーリング調査を行い、設計精度を高めることについて、双方確認したものでございます。

この16か所のボーリング調査結果に基づきまして、受託者において実施設計を取りまとめられ、令和3年7月30日、双方立会いのもと、調査結果及び実施設計の成果品などについて、完了検査を実施しております。

この完了検査におきまして、受託者より、全16か所のボーリング調査結果から、指定範囲におけるオールケーシング工法による掘削を18か所とする旨の説明を受け、検査結果を合格と判定し、同日付けで、受託者から本業務の目的物であります成果品の引渡しを受けたところでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） ここで、13時まで休憩いたします。

午後0時05分休憩

-----  
午後1時00分再開

○委員長（秋枝秀稔君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

執行部、いいですかね。じゃあ続行します。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私が請求いたしました資料ですが、私が思っていた資料とは

全然合致しません。

なぜならば、いずれも出された資料は、実施設計に着手する前の資料です。いずれも。令和2年のこれは、1つは、遅いほうでも10月27日です。

実施設計が行われたのが、令和2年の12月から令和3年の2月にかけて、いろいろな調査をしておられます。

その調査をした後、じゃあ杭67本打設しますよ。それから、さらにオールケーシングはそのうち18か所でやりますよと。その結論に至った前後の基本実施設計業務の記録を求めたんです。これは、御理解いただけますかね。それが出てきてないんですよ。

それをもう一遍——もう一遍ちゅうか、それを、私が求めた資料を出してくださいということについて、委員長、確認をお願いします。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの坪井委員の御質問にお答えいたします。

冒頭申しましたように、オールケーシング工法を18か所に決定したという打合せ記録については、打合せ記録の中を全て探しましたがけれども、ございませんでした。

先ほど申しましたように、16か所のボーリング調査結果に基づきまして、完了検査の場で御説明を受け、市のほうで、納得して合格を判定したということでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） そういう最も重要な記録、資料がないということは、信じられませんね。いいかげんに実施設計、最後の段階でね、それでいいとも悪いとも評価はないんですよ。土壇場の何か知りません、セレモニーで確認したと、そんな仕事はないじゃないんですか。

実施設計っていうのは、業者が、入札業者がそれでもって積算し、応札するための最も重要な資料ですよ。それを何かうやむやのうちに決められた、決めたって、そんなことはとてもじゃないけど信じられない。そんなことでね、執行部の説明責任が果たされたってのは大間違いですよ。何と言われようと無視できませんよ。そうじゃないんですか。

実施設計、これでいきますと、その合意の打合せもしてないんですよ。これ信じられないですよ。そうじゃないんですか。これ、どなたでもいいですから教えてください。担当部長が一番いいですか。教えてください。そんな冗談じゃないですよ。そんな話もない。実施設計図書っていうのはね、それでもって応札業者が積算して、見積もりを出すんですよ。それいいかげんに、うやむやのうちに、はい分かりました、承知しましたって。そりゃあないじゃないですか。教えてください。

○委員長（秋枝秀稔君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

請求のありました文書については、存在ございません。誠に申し訳ございません。

ただし、その中で協議をしていないか、いたかないかということにつきましては、しっかりと協議をし、最終的に成果物をいただくときにも、こちらとしては納得した上で、実施設計書図書をいただいているところであります。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私の主張の根拠を今から申し上げます。いずれも、執行部の答弁から引っ張り出してきました。

結局、入札時の適正価格が積算できませんでした。首をかしげられるけどそうですよ。積算日は——入札業者は、要するに3億円少ない金額で積算して、応札したんですよ。そう言われたってしょうがないですよ。

それから、それによって、入札手続の適正さに疑義が生じました。これは重大なことです。

結局、このように申し上げます。執行部は、公共事業の経済的合理性という考え方から、入札前の設計事務所によるボーリング調査数を限定し、限定し、入札後、落札業者に改めてボーリング調査をさせ、それによって、新たに溶食洞が見つかったことを予見できなかった特別な事情であると、このようにしました。落札業者については分かりませんね、それ以上は。67本打設する杭のうち18か所をオールケーシングでやってください。そういう前提で見積りをし、工事に着手してますから。

だけど、工事を進めるにあたっては、逐次、ボーリング調査をしながら、さらなる溶食洞があるやなしやってそれを調べてくださいって。これ明らかじゃないですか、今までのあれで。そういう考え方でスタートしてるんですよ。

で、経済的合理性とそれによってもたらされた予見できない状況を理由に、入札価格を低く設定し、入札後に工事費用の増額、こういう流れをおつくりになりました。

3点目、これらの事業のことを、執行部は、基本設計・実施設計の段階で、執行部と設計事務所との協議により、ボーリング調査の数を限定した上で、その他の地下の状況は不明、もしくは通常の地盤状況ということにされました。入札後、工事業者と現実、現場とともに解決していくって、これは藤澤部長の表現ですよ。入札後、工事業者と現実、現場とともに解決していくものとして、先送りされた案件であるとの認識を示されました。

これは、ビデオを私はストップアンドゴーで確認いたしました。そのようにおっしゃってます。基本設計・実施設計を行うのは、設計事務所ではありますが、執行部は、過大な設計はしません。これは落合室長の話です。自らが、実施設計の主体である、このような表現を使われております。これも発言をそのまま持ってきました。そうおっしゃってますよ。よって、入札価格の適正さ、市民、議会に対する説明責任について、疑義、不信感が生じたこととなります。当然、これによって執行部は説明責任が生じます。まともな説明をなさってないんですよ。

それと、3億円増加、5か月延伸、一体誰の責任なんですか。うまく、事実をごまかしてるとは言いませんけど、明確にせずに、何となしに、よう分からなかった。不可抗力でしたって。だからごめんなさい。3億円増えました。5か月延伸になりました。それで認めてください。これは絶対に、私としては認められません。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） 坪井委員の御発言について、ちょっと御説明差し上げたいと思います。

冒頭で、ちょっと先ほどの、ただいまの御説明の中にありましたように、責任——工事が3億円追加になった責任というお話が今出ましたけれども、先ほど冒頭で坪井委員、休憩前ですけれども、坪井委員が御自分が——坪井委員が請求した資料と違う資料が出されているが、それを後ほど説明していただきたいというお話がありましたので、先ほどの御発言と関連して、こちらの資料1のほうの御説明をさせていただきます。

資料1のほうは、約款、坪井委員御発言のとおり、新本庁舎整備基本実施設計業務契約約款ということで資料1をつけております。

こちらのほうの資料請求のほうは、さきの12月7日の特別委員会におきまして、藤井委員、それから杉山委員から約款の資料請求がありましたので、それをつけさせていただいております。

それで、藤井委員のほうからは、資料請求の根拠といたしましては、東畑設計事務所と美祢市の間の約款、いわゆる設計における瑕疵についての御質問がありましたので、その約款をお出しして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず設計側の瑕疵——設計側の瑕疵についてですが、設計側の瑕疵がないのかという御質問がさっきの特別委員会でごございました。これにつきましては、公共工事の品質確保の推進に関する法律、これによりますと、第3条の基本理念に、公共工事の品質は、公共工事が、現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして、社会経済上、重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等の発注者、及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならないとありまして、同法第7条第7項においては、設計図書に適切に施工条件、または調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合は、設計図書に示されていない施工条件、または調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、その他の場合において、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額、または工期等の変更を行うことと定められております。こちらは公共工事の品質確保の促進に関する法律でございます。

したがって、このたびの建築工事、電気設備、機械設備工事の変更契約につきましては、まさに、この法律に該当する案件であるために、その基本理念の下、工事請負契約約款に基づいた変更を行うものであるというものでございます。

それから、御質問の趣旨でございますが、瑕疵につきましては、資料1で提出させていただいております基本実施設計業務契約約款におけるその中で、第38条でございますけれども、その中に、瑕疵担保という条項がございます。

これにつきましては、甲、市ですけれども、甲は成果品に瑕疵があることを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めて、当該瑕疵の補修を請求し、または補

修に変えて、もしくは補修とともに損害の賠償を請求することができるかとされております。

この条文の中の——条文における瑕疵と申しますのは、具体例として、提示がなされているわけではございませんけれども、成果物に、契約で定められた通りではない、不完全な点、欠陥があるようなミス、また、あるいはエラーといったものでございまして、具体的には、トレースミスによる設計図書の誤謬、講造基準の誤った適用による強度不足、数量の計算ミスによる工事費の過少積算などが挙げられまして、設計瑕疵が原因で構造物の安全性を損なうことがこれに該当いたします。

また、判例等でも、瑕疵とは耐震偽造であったり、設計の原因により、生命、身体及び財産を危険にさらすようなものを指すようでありますことから、本市といたしましては、このたびの工事請負契約約款については、基本実施設計業務契約約款第38条の瑕疵には該当しないものという判断でございまして、設計事務所のほうに瑕疵があるというふうな判断はしてないところでございます。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私が、ずっと主張し続けているのは、今のような説明以前の話です。

私も、瑕疵担保責任なんてよう勉強してますよ。約款にはそう書いてありますよ。だけど、私が質問してるのはそれ以前です。要するに、実施設計図書、それが適切でなかったと、そういう疑問を投げかけてるんです。それに対しては1つも答えてないじゃないですか。こんなものを読み上げた時間の無駄です。百も承知、こんなのは。全然答弁になってない。それ以前の実実施設計図書がどうであったかと。67本杭を打つうち18か所はオールケーシングです。しかも、損害はもう間違いなさそう。分かってんですよ。だけどそれ以上は、実施設計の段階でおやりにならなかった。東畑設計事務所がおやめになったのか、執行部が止められたのか知りません。その生煮えの状態、実施設計図書をおつくりになった、その点をしつこくしつこくしつこく申し上げてるんです。

それに対する回答はないじゃないですか。自己弁護ばかり。今のような説明は要りません。実施設計図書そのものの評価です。それは東畑さんが出されて、執行部も認めたんじゃないですか。その前後の評価をされてるはずなんだから、その資

料を出してくださいって言っても、結局、あるとかないとか、そんなものはどうのこうのとか、そういうことでございます。これ以上言っても声が大きくなるだけで、何か言ってください、今の私の発言に対して。

○委員長（秋枝秀稔君） 副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 坪井委員の御質問といたしますか、御発言に対して、説明させていただきたいと思います。

基本設計・実施設計を美祢市が発注し、東畑設計事務所が請け負ったわけでありまして、先ほど出ております10月27日の協議録にありますように、当初6か所の地質調査、ボーリング調査であったものを10か所追加することにより、より正確な地質状況が確認でき、杭の精度を高めることができるというふうに考えているという東畑の発言があります。

それに基づいて、東畑設計事務所が追加で10本ボーリング調査をし、合わせて16本のボーリング調査の結果が出てるわけですが、それに基づきまして、杭箇所が67本のうち、18か所のオールケーシング工法による先行掘削を行うことが——ことで、施工はできるというふうに東畑のほうは考えて、実施設計の設計図書を完成させ、発注者である美祢市のほうに、成果品として提出を受けたものであります。

先ほど坪井委員のほうから、セレモニー的なものでってというような形で申されましたけれど、決してそういうものではありません。東畑設計事務所——受注者と発注者である美祢市の担当職員が細に渡り確認し、東畑設計事務所からその設計の内容について、説明を事細かに受け、それに対して疑義があれば、確認しておりますし、当該問題になっておりますオールケーシングが18本でというところにつきましても説明を受けて、発注者としてそれを確認し、了解し、設計図書の成果品としての受渡しを受けたという状況であります。

説明不足かもしれませんが実施設計の成果品については、市のほうでこれを了解し、引渡しを受けたということでありますので、以上、御説明を終わります。

○委員長（秋枝秀稔君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私が先ほどから申し上げているのは、今、副市長がおっしゃったのは、令和2年の10月の段階の話ですよ。私が申し上げてるのは、令和3年の2月、実施設計がほぼ終わった。そのときの打合せがどうだったかと聞いてるんです。

だから、全部あなた方は、はぐらかしはぐらかし確信をついた答弁をなさってない。それをさっきから言ってるじゃないですか。結局、67か所の杭を打つ、うち18か所はオールケーシングでいきますよと。そのときの会議録なり、資料が何もないんですよ。そこを申し上げてるんだけど、何回申し上げても、はぐらかしはぐらかせ、これ執行部の態度としては駄目ですわ。はぐらかしてますよ。それを申し上げてるんです。もう同じようなことだったら答弁要りません。

○委員長（秋枝秀稔君） 副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 坪井委員の御質問ですけれど、私が申し上げた引渡しを受けたっていう時点での——時点は、令和3年のその成果品ができたときでありまして、この打合せのときのことではなくて、成果品を受領する際に担当職員、双方の担当者がその設計——成果品である設計図書を前にして、数時間の確認だけじゃなくて1日をかけて、その細に渡り、実施設計の中身を確認しております。

確かに、この引渡しを受けたときの会議録、これは作成しておりませんが、通常、工事等におきましても、確認検査を業者と設計書、あるいは現場に出向いての検査を行いますけれど、その細に渡る会議録というのは、現段階では、市のほうでは、作成しておらず、要は合格か非かというところが、一番の要でありまして、仮に非になる場合には、不合格の理由等をお互いに確認するためにも、その辺の議事録は作成すると思いますけれど、合格の場合の細にわたる会議録、一言一句といいますか、その趣旨を記録したものっていうのは残されておられません。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私、何を言おうとしてんのか。まるっきりもうぱちーんとはじかれるばかり。だったらね、実際に工事を進めて、67本全部オールケーシングってあり得ない話ですよ。自信満々だったんでしょ。そこを言ってんですよ。

結局やってみたら、逐次、工事落札業者が、工事をする前提としてボーリング調査したら、次々に、ここも駄目、ここも駄目、あそこも駄目、全部——それで67本全部オールケーシングしたじゃないですか。その事実を前提にして私は申し上げてるんですよ。東畑設計事務所は、もう18本でオールケーシング大丈夫ですと太鼓判を押されたんですか。そこを確認してるんですよ。だからね、もう工事実施段階でやればいいのか。そういう出来レースをおやりになってる、私はそう思って

ます。もうこれだけ毒ついたから、もうこれ以上、終わります。委員長。いいでしょう。

○委員長（秋枝秀稔君） 副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 坪井委員の御質問、御発言の趣旨は理解できますけれど、発注者である美祢市と受注者である東畑設計事務所との、この10月27日の打合せ会議録の、先ほど読み上げました部分の後段であります、10か所の追加調査でより正確な地質、地層状況の確認はでき、杭の設計の精度を高めることは可能と考えるということで10本の追加をすることになったわけですが、東畑設計事務所としても、ただし、杭施工時のリスクが完全になくなるわけではないことを御理解いただきたいという発言があります。こういう発言はありますけれど、成果品として受け取る場合は、こういう考えを下に、18本のオールケーシングの必要性を実施設計に取り込まれたものというふうに考えております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） ここで申し遅れましたけど、荒山委員は、市の監査委員ということで、今日ちょっと外せない計画がございまして、今、欠席されておられますので御了承いただきたいと思えます。

追加資料が出ておりますが、説明がありますか。落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいま送信いたしました、工事費等変更承認伺、次のページに変更請負金額調書という書類でございまして。

こちらにつきましては、令和4年9月議会におきまして、本庁舎の建設工事、建築工事、機械設備工事、電気設備工事につきましては、補正予算につきまして御議決いただきましたので、変更設計書を起こしまして、2ページ目のほうですね、変更請負金額調書、こちらで、落札率を考慮した請負金額を決めてまいります。

そして、その下に、変更の概要として、変更の理由、読み上げますと、別途発注している美祢市新本庁舎建築工事について、設計図書に示した地質の状態と実際の工事現場が一致しなかったため、杭工事に遅れが生じ、5か月の工期延伸が必要となりますと、本工事についても、美祢市新本庁舎建築工事と一体的に施工する必要があることから、建築工事と同様に5か月の工期延伸が必要となります。

また、工事の遅れに伴い、外部足場設置前に雨水排水管を布設する必要性が生じたため、汚水排水管や給水管を布設する計画でございまして本工事により施工するもの

です。

上記の理由により、請負金額1,133万円の増額となりますと、いうものでございます。

そして、1ページ目でございますのが、ただいまの概要の決裁の書類ということになります。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） ありがとうございます。議長。

○議長（竹岡昌治君） 正直言うて、何のことか分かりません。

私がお願いしたのは、確かに稟議書という形ですから、この伺い書で結構です。ですが、副市長、これだけで判断できますか。

まず、設計図書を変更、どうされたんですか。第1期外構工事の中では、もう既に、設計やらさせて見積りも皆あるだろうし、全体像は幾らですか、どういうふう、誰が見積りをされたんですかというお願いもしましたし、それから、この文書見ましても、別添設計図をもってお伺いします。

それからもう1つ、どこかにありましたですね。これ、私さっぱり分かりません。

副市長、これでよう決裁されましたね、ないまんま。仮にですよ、これだけで出てきたら、印判つきますか。つかれます。

○委員長（秋枝秀稔君） 副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 竹岡議長の御質問ですけれど、この工事費等変更承認伺書なる決裁にこの変更概要が記載されておまして、それに附帯して、変更設計の設計書並びに変更図面等添付があったと思いますけれど、詳細にわたっての工事の内容について、逐一図面、あるいは設計書を確認するというのは技術屋ではありませんので、そこはなかなか知識の面で不足する部分はあると思いますけれど、担当から、工事のこれに伴い外部の足場設置前に、雨水排水管を布設する必要があるという説明を受けたことにより、その必要性があるというふうに判断して、決裁を行ったというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 議長。

○議長（竹岡昌治君） 私も、これ以上やめます。ただし、委員長、休憩取ってください。

さい。このような資料で判断せえと。議員さん分かります。こんな資料で判断させられるような議会をつくり上げたのは私の責任でしょうから、休憩時間にしかるべき対応を取りたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時37分休憩

---

午後 1 時59分再開

○委員長（秋枝秀稔君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

本日の会議につきましてはこれにて終了いたします。次回の会議につきましては、副委員長と協議し、また決定したいと思います。以上でございます。お疲れでございました。

午後 2 時00分開会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年12月12日

新庁舎等建設特別委員会委員長